

県央ネットやまなし結婚支援事業企画運営業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

甲 府 市

1 業務の目的

県央ネットやまなし（甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町、市川三郷町及び富士川町で構成する「やまなし県央連携中枢都市圏」の愛称。以下「圏域」という。）では、人口減少や少子化の一因となっている未婚化や晩婚化が共通の課題であることから、結婚に対する機運を醸成するため、若者の結婚を後押しする出会いや交流の場を創出するイベントを開催することにより圏域内の婚姻数増加を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

県央ネットやまなし結婚支援事業企画運営業務

(2) 業務内容

県央ネットやまなし結婚支援事業企画運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）の定めるところによる。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 提案上限額

委託料の提案上限額は721,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においてはその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 公告日から契約締結の日までの間に、本市による指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (4) 本市の入札参加資格を有していない場合は、公告日から契約締結の日までの間に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている期間が含まれていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（民事再生開始の決定を受けているものを除く。）
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 法人格を有していて、圏域内に本社または営業所があること。
- (8) 市税・国税の滞納がないこと。
- (9) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する者を従事させることができること。

4 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書の内容に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

公募開始の日から令和8年7月8日（水） 午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式10）により、電子メールにて提出すること。

電子メールのタイトルは「県央ネットやまなし結婚支援事業企画運営業務に関する質問書」とし、送信後、受信確認のため電話連絡すること。

【メールアドレス koumreke@city.kofu.lg.jp 】

【電話連絡先 055-237-5319 甲府市企画部財政経営室連携共創課】

（担当：金丸、佐野）

(3) 回答方法

令和8年7月10日（金）までに本市ホームページに掲載する。

5 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書の提出について

次に掲げる書類を提出すること。

表1 参加表明に関する提出書類

	名 称	様式及び添付書類等
1	参加表明書	（様式1）市税の滞納がないことの証明書
2	会社概要等整理表	（様式2）会社概要など参考となる資料等
3	協力会社に関する調書	（様式3）該当する場合のみ
4	業務実績書	（様式4） ・令和3年度から令和7年度に完了した類似業務を対象とする。 ・類似業務を実施した旨を確認できる契約書等の写しを添付する。 ・本店、他の支店の実績の場合は、その旨を明記する。
5	業務実施体制確認調書	（様式5） ・契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験、担当する業務等）について記入すること。
6	管理責任者の業務実績確認調書	（様式6）
7	誓約書	（様式7）

ア 提出部数

正本1部

イ 提出期限

令和8年7月17日（金）

受付時間：土日祝を除く午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く）

ウ 提出先及び提出方法

甲府市企画部財政経営室連携共創課（本庁舎 6 階）に持参または、郵送すること。

なお、郵送の場合は、同日必着とする。

(2) 企画提案書の提出について

次に掲げる書類を提出すること。

表 2 企画提案に関する提出書類

	名 称	様式及び添付書類等
1	企画提案書	(様式 8)
2	業務フロー・工程表	(任意様式) A 3 横版工程表 ・業務全般の工程を業務内容別に記載すること。
3	企画提案	(任意様式) 企画提案書本文・イメージ図等 ・別紙「評価基準表」の提案書記載事項等を確認して、項目順に記載することとし、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に解りやすく記述すること。 ・用紙は A 4 版縦、横書き、文字の大きさは 11 ポイント以上とすること。 ・表紙を除いて 15 ページ以内で両面印刷とすること。 ・副本は審査に用いるため、プロポーザル参加者が判別できる企業デザイン・ロゴ等は一切記載しないこと。
4	価格提案書	(様式 9) ・価格提案書には、消費税及び地方消費税を含めること。 ・別途、任意様式にて仕様書で定める業務毎に、積算の内訳を記載したものを添付すること。

ア 提出部数

正本 1 部、副本 5 部

※A 4 ファイルに閉じたものを、6 部（正本 1 部、副本 5 部）及び電子媒体で提出すること。

イ 提出期限

令和 8 年 7 月 22 日（水）

受付時間：土日祝を除く午前 9 時～午後 5 時（正午から午後 1 時を除く）

ウ 提出先及び提出方法

甲府市企画部財政経営室連携共創課（本庁舎 6 階）に持参または、郵送すること。

なお、郵送の場合は、同日必着とする。

(3) 書類提出にあたっての留意事項

ア 参加表明書（様式 1 ～ 7 及び添付資料）及び企画提案書（様式 8、9 及び添付資料）については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので公告等に表示された事項を事前に十分確認してから提出すること。

イ 提出書類について、本市より問い合わせをする場合があるので、確実に日中連絡が取れる連絡先を参加表明書及び企画提案書双方に明記すること。

ウ 参加表明書を提出期限までに提出しなかったものは、企画提案書を提出することができない。

エ 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

オ 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の管理責任者は、やむを得ない事由として本

市が認める場合を除き、変更することはできない。

6 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、提案された内容について「県央ネットやまなし結婚支援事業企画運営業務受託者選考審査会」（以下「審査会」という。）が「県央ネットやまなし結婚支援事業企画運営業務公募型プロポーザル優先交渉権者選考方法について」に基づき審査を行い、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考するとともに、次点交渉権者も併せて選考する。

なお、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を優先交渉権者として選考する。

(2) 審査

審査会は非公開とし、提出書類と企画提案者によるプレゼンテーション審査とする。

ア 日時・会場

日時 令和8年7月30日（木） 午後
（詳細は、別途通知する。）

会場 甲府市役所本庁舎

イ 審査会への出席者

管理責任者を含む3名以内とする。

ウ 実施方法

- (ア) プレゼンテーションは15分以内、質疑応答は10分程度とする。
- (イ) プレゼンテーションは提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。
- (ウ) パソコン等の機器を使用する場合は、企画提案者が持参することとし、インターネットへの接続が必要な場合は企画提案者がインターネット環境を用意すること。
- (エ) プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は本市で準備するので、企画提案書の提出時に申し出ること。

エ 議事録の提出

プレゼンテーションにおける発言内容及び審査会における質問への回答については、実施義務を伴うことに留意すること。また、提案書に記載の無い内容の発言や、審査会における質問に対する回答については、プレゼンテーション議事録として作成し、翌日17時までに本市へ電子メールにて提出すること。

プレゼンテーション時のボイスレコーダー等の利用は認めるものとする。

【メールアドレス koumreke@city.kofu.lg.jp】

(3) 審査結果の通知と公表

審査を受けた企画提案者に対し、審査会から1週間以内に文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を本市ホームページに掲載する。

なお、審査結果及び審査内容に対する質問や異議申し立ては、受け付けない。

(4) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、本市と仕様並びに価格等協議の上、本市の決定を受けることにより受託者となる。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合、本市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

7 契約及び支払方法

「6 選定方法（４）優先交渉権者との協議」において、受託者となった者は、本市と契約を締結し、受託業務を実施する。

なお、本市は業務完了後、検査を経て委託料を受託者に支払うものとする。

8 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合。
- (4) 審査会の委員または担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。
- (5) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは中止する場合がある。その場合において、応募に関わるすべての経費は本市に請求できない。

10 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式 11）を提出すること。

11 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わるすべての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) プロポーザルに係るスケジュール変更があった場合については、本市ホームページへ随時掲載する。
- (4) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (5) 本市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負う

ものとする。

- (7) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。

1 2 スケジュール

項 目	期 間
公告（公募開始）	令和8年 7月 1日（水）
質問受付期限	令和8年 7月 8日（水） 午後5時必着
質問への回答	令和8年 7月10日（金）
参加表明書等提出期限	令和8年 7月17日（金） 午後5時必着
企画提案書等提出期限	令和8年 7月22日（水） 午後5時必着
審査会（プレゼンテーション）	令和8年 7月30日（木） 午後
審査結果の通知と公表	令和8年 8月上旬予定
契約締結	令和8年 8月中旬

1 3 連絡先

甲府市企画部財政経営室連携共創課（担当：金丸、佐野）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5319

FAX 055-220-6938

電子メール koumreke@city.kofu.lg.jp